

## 立地自治体並み 周辺にも協定を

松江で脱原発首長会議

全国の市区町村長や経験者でつくる「脱原発をめざす首長会議」は21日、松江市で学習会を開き、約150人が参加した。中国電力島根原発3号機（同市鹿島町）の新規稼働の前提となる国の審査申請に必要な地元手続きが進む中、原発30キロ圏の周辺自治体と中電が立地自治体並みの安全協定

を結ぶことなどを求める緊急声明を採択した。

日本原子力発電東海第2原発（茨城県）が立地する



講演する村上前村長（右端）

東海村の村上達也前村長（75）が講演。3月、同原発の新規制基準適合に伴う稼働時に、同村と周辺5市の実質的な事前了解が要る協定を原発が結んだことに関し、「原発事故の被害を考

えれば、立地自治体並みの安全協定は当然の権利。全国的に変えていくべきだ」と訴えた。  
市民団体「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」の保母武彦事務局長（76）は、3号機の審査申請に関

し、立地自治体の市と周辺自治体の出雲、安来、雲南3市が了解の姿勢を示し、もう一つの立地自治体の島根県は、鳥取県と米子、境港両市の結論を待つて判断する状況を報告した。

緊急声明では、原発の重要な変更時の事前了解権などが無い周辺自治体の立地自治体並みの安全協定締結のほか、事故に備えた実効性ある避難計画策定まで、3号機の審査申請を控えることを求めた。